（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略） ２　前項の規定によるほか、自動車運行装置を備える自動車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う自動車検査員にあつては、検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者でなければならない。 （自動車検査員の証明） **第七条**　（略） ２　自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第二号、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。	（自動車検査員の要件） **第四条**　法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一　道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として一年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの 二～四　（略） （新設） （自動車検査員の証明） **第七条**　（略） ２　自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第四十九条第一項及び第三項、第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	第九十一条第一項及び第三項、第九十四条の六第一項及び第二項、第九十六条の十第一項並びに第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）